

第23回
道州制ビジョン懇談会
第3回
税財政専門委員会
第3回
区割り基本方針検討専門委員会
合同会議

平成20年12月15日（月）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午前10時30分開会

○江口座長 それでは、ちょうど10時半になりました。私の時計は電波時計でございますので、正確でございますので、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第23回、税財政専門委員会の第3回、区割り基本方針検討専門委員会の第3回の合同会議を開催させていただきます。

本日は早朝からお集まりをいただきまして、まことにありがとうございました。また、師走のお忙しい中だと思えますけれども、重ねてご参集いただきましたことをお礼申し上げます。

鳩山大臣は参議院決算委員会がございまして、その出席のために今日のご欠席ということになりました。

なお、松浪政務官は5分か10分おくれて来られるということでもあります。タイミングを見て、政務官のほうからも一言お話をいただこうと思っております。

初めに、第22回のビジョン懇談会及び第2回の税財政専門委員会で堺屋委員より事務局に依頼がありました資料について、総務省、財務省のご協力によりまして、お手元に参考資料としてお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。

また、お手元に資料3として配付してございますが、川口委員より資料が提出されております。本日はご都合により欠席ということでございますので、しかしぜひ会議の場で読み上げてほしいということでございますので、事務局のほうから読み上げていただきます。

よろしく願いいたします。

○杉本内閣参事官 それでは、資料3のほうをお開きいただきたいと思えます。読み上げさせていただきます。

平成20年12月12日、道州制協議会委員、社団法人中部経済連合会会長、川口文夫。

道州制基本法（仮称）にかかる議論についての意見。

12月15日開催の道州制ビジョン懇談会・道州制協議会を所用により欠席いたしますので、下記のとおり文書にて意見を申し述べさせていただきます。宜しくお取り計らいください。

記。

1. 道州制基本法に関する議論は、段階を踏みつつ積極的に進めるべき。

3月に中間報告を公表して以降の情勢変化を考慮し、会議における議論を前倒しすべきとの江口座長のご意見は、基本的に妥当なものと考えます。

他方で、昨今の報道を見るに、会議の運営が急に過ぎ、道州制の骨格を固めるべき「道州制基本法」に関する議論が拙速に進んでいるような印象を与えかねないことを危惧しております。

また、敢えて付言すれば、地方分権改革推進委員会が第2次勧告を行い、地方分権改革を実現するために政治決断が求められている昨今の状況下で、答申を急ぐことが「国家百年の計」である道州制の実現に資するか否かについても、疑問なしとはしません。

したがって、道州制の基本理念や実現に向けた基本方針などを定める「道州制基本法」に関する議論は、会議において広く意見を交わし、段階を踏みつつ、積極的に進めるべきであると考えます。

2. 会議としてまとめた答申をいかに政府の方針に反映するか、プロセスを明示すべき。

会議は内閣の特命担当大臣の下に設置されておりますので、会議における議論の結果は、大臣の手を経て政府の方針に反映されるべきものであると考えます。然るに、直近の会議では「道州制基本法案を答申としてまとめた後、いかにして政府の方針に反映させるか」という視点が提示されておらず、その実現性に疑問が拭えません。

については、このような疑問を解消すべく、次期通常国会への上程を目指す上で想定されるプロセス（大臣への答申手交から国会への法案提出まで）を事務局にて整理し、速やかに資料として会議に提出するよう、要請いたします。

3. 道州制基本法（仮称）骨子の内容について、次の2点を提案する。

（1）道州制基本法の骨子に織り込むべき内容は、堺屋委員のご提案にある「道州制の基本概念」および「移行スケジュール」の2点が妥当と考えます。

これらの内容については、懇談会として既に中間報告を取りまとめておりますので、道州制基本法はその内容に即して構成されるべきです。

念のために申し上げます、中間報告の取りまとめ過程において様々な意見があった区割りや税財政については、それぞれ専門委員会が立ち上がり、活発に議論を展開していると伺っております。したがって、これらについては今回の集中討議とは切り離し、道州制基本法案には考え方の整理を織り込むに止めるのが妥当と考えます。

（2）中間報告の内容のうち、特に「東京一極集中の是正」および「地方代表が参加する検討機関の設置」の2点が、道州制基本法において明文化されるよう、強く要請いたします。

以上でございます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

これにつきまして、特にこの基本法の骨子案、とりあえずまとめておくべきではないか、こういうご提案をされました。堺屋委員のほうでこれについて何かご意見ございましょうか。

○堺屋委員 川口委員のご説明、一々ごもっともだと思います。したがって、この川口委員のお書きになっているように、この道州制の議論をこれから年末、そして来年の1月にかけて、積極的に労を惜しまずやっていただきたいと考えております。

この地方分権推進会議のほうで、かなり積極的なといいますか、強い意見が出ております。私はこれと道州制とは並行で進められるべきものだと思っております、この地方分権委員会の案が成立することは、道州制のためにも、道州制を推進するためにも重要なことだと思っております。

また、この道州制基本法につきまして、どのような内容を加えていくか、これはこれから年末年始にかけて積極的に我々の間で、この道州制懇談会で議論していただきまして、特にここにございますような基本概念と移行スケジュールを決めると。問題点といいますか、幾つかの問題点はこの基本法のスケジュールの中で解決していくような形のものを残しつつ、これをスケジュールの形で概念を定めて、スケジュールの形で提案していく、そういうことでいいのではないか、基本法は基本概念とこの実現スケジュールを中心にまとめていただければいいんじゃないか、そう思っております。

○江口座長 ありがとうございます。

いずれにしても、12月22、24、25、26と4日間集中的に議論を進めさせていただきますので、そこで今、堺屋委員からもお話がありましたけれども、川口委員からのこうした内容も含めて議論をし、また一つの成果をつくり上げたいというふうに思っております。

ほかにございませんか。

○河内山委員 今の分権との関係でちょっと発言をしたいと思えます。

私も地方自治体の代表という位置づけもあってここに出しておりますので、多くの地方関係者は分権改革をちゃんとやっていくことが今の時代、本当に難しい課題であるけれども、まずこれを第2期の分権改革をやらなければ、道州制どころではいというのが多くの地方団体の代表の認識、首長の認識だというふうに思っております。

堺屋委員が道州制の話とこの分権の話は並行して進めるべきだと、こうお話をされたんですが、ちょっと私は道州制の議論というものが何か隠れ蓑みたいになりまして、分権改革の非常に今重要な時点に来ておることが前に進まないというような危惧を持っております。私がそういうことを申し上げましてもあれなので、せっかくですから、今日政府としてはどうこの分権改革を進めようとされているわけで、どういうふうに政府としては認識をされているのか、ちょっと見解をお教えをいただければと思うんですが。

○江口座長 事務方にお答えいただく前に、古川委員のほうでその件も含めて、ちょっとあわせて、その上で事務方のほうからお話しいただくということにしたいと思います。

いかがでしょうか。

○古川委員 ありがとうございます。

佐賀県知事の古川康でございます。

私ども、全国知事会でもこの分権改革論議と道州制とが混同されることがあってはならないということについては、これは道州制そのものに対する立場は別にして一致をしている意見だというふうに思っております。道州制の議論をしているから、分権改革については先送りをしよう。または、これについては議論をしなくていい、実行しなくていいということではないということは、まずこれは地方の側の総意という形で申し上げることができらうというふうに思っております。

だからといって、道州制の議論ができないのかというと、そんなことはないだろうというふうに思っております。私どもはまずこの現在の第2期改革というのは、きちんとし

た時限的なものというか、スケジュールを決めて、いつまでにやるということで具体的に政府で法律を出して実行をしていただくこと、そして道州制についても、レンジは違いますが、これをもう少し長いレンジの中で具体的に日程を決めてやっていくものということで、それぞれレンジは違うけれども、段階を踏んでやっていくものだろうという認識において変わりはありません。

そういうふうになっているところですが、ややもすれば道州制の論議をしているから、ちょっと分権については待とうじゃないかという議論になることを非常におそれておまして、ぜひそこはそうではないという答えを政府のほうからもお伺いしたいというふうになっているところですが。

以上であります。

○江口座長 2人の首長さんからお話をいただきましたので、事務方のほうから、杉本参事官のほうからちょっとその辺のことをご説明、またお話しいただけますか。

○杉本内閣参事官 それでは、その点についてご説明をさせていただきます。

基本的には、麻生総理の所信表明演説、それから国会でのご答弁、それから鳩山大臣のご答弁とも、まず地方分権改革を進めるんだと、そうすることで道州制に近づくんだと、こういうようなご答弁でございます。

それから、最近の総理、鳩山大臣のご発言を見ますと、例えば麻生総理の全国知事会におけるご発言としては、道州制に入る前に地方分権の話を進めていくべき、地方分権改革により、国の二重行政の解消を図るべき、いきなり道州制といっても難しいというお話がございます。

それから、鳩山総務大臣がつい先日ですが、会見で記者から問われまして、これにお答えになられた中では、道州制になるから地方分権改革を進めなくていいというようなことになってはいけない。道州制の議論が進んでいるのはいいが、余りに急ぎ過ぎると地方分権改革が進まなくなる。地方分権の先に地域主権型道州制を目指す。こういったご答弁をされているところでございます。

以上でございます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見。

どうぞ。

○鎌田委員 おくれてしまいまして、大変ご迷惑をおかけしました。

今の大臣の会見の発言をそのまま聞きますと、道州制ビジョン懇談会の議論というのは、ちょっと分権改革推進委員会なんかの議論よりも、先に進み過ぎではないのかと、ちょっと前のめり過ぎではないのかという、そういう危惧を強く持ちます。

12月1日、あるいは12月17日に議論があったわけなんですけれども、大臣からこういう発言が出てくるということをビジョン懇談会としてももう少し重く受けとめる必要があるんじゃないかなと思います。

状況がどういうふうに変わっているのかというのは、それぞれ認識が違うと思いますけれども、私は今分権改革推進委員会の議論がまさしく今正念場にかかってきている時期、来年の春までにそういう時期ですので、その状況をよく見ながら、それといつも申し上げますけれども、国民の側の理解というのがまだ十分ではないというのが座長も十分ご認識されているわけですので、それに向けてビジョン懇談会としてはしっかり議論を進める必要があると、そういうふうに思います。

○江口座長 全く今、鎌田委員がおっしゃったとおりであろうかと思えます。

先走ってはいけないと思いますけれども、しかしいつでもどんな変化にも対応できるという体制はビジョン懇としてとはっておきたいということが私の考えていることであり、また堺屋委員の考え方もそこにあるのではないだろうかというふうに思っております。

これにつきましては、川口レポートにつきましては、これぐらいの議論にしまして、というのは今日はちょっといろいろむしろ専門委員の先生方のお話をお聞きしたいというふうに思っておりますので、移らせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、議事の第1番目、税財政専門委員会からの報告でございます。

黒川委員長ということからでしょうけれども、事務局のほうからかわって資料1を読み上げていただきたいと、そこであといろいろと税財政専門委員会の委員、ほかの委員の方々からもご意見をいただこうというふうに思っておりますので、これも何でもかんで申しわけないですけれども、杉本参事官、よろしく願います。

○杉本内閣府参事官 それでは、資料1を読み上げさせていただきます。

道州制ビジョン懇談会税財政専門委員会におけるこれまでの議論について。

税財政専門委員会では、道州制における税財政制度に係る課題等について具体的検討を加えるため、これまで2回委員会を開催した。

第1回、平成20年7月25日開催、道州制ビジョン懇談会中間報告及び論点等について意見交換。

第2回、平成20年10月3日開催、中里委員、金澤委員より発表、意見交換。

以上の会議における各論点についての主な意見は、以下のとおりであった。

なお、本資料は、12月15日の合同会議に向けて専門委員会での議論の状況を説明するために委員長として作成したものであり、内容について各委員間で合意された状況にはなく、また、意見が出尽くしたものでもない。本専門委員会としては、当初、親会議から示された日程を念頭に、今後の検討を進めていくこととしたい。

憲法・現行制度との関係について。

憲法改正をしないという前提で議論を進めるべき。現行憲法の下、各道州の条例でどの程度課税ベースや税率を定めることができるか、根源的な行政権をどの程度道州が担うことができるかについては整理が必要。

ゼロベースで考えるのではなく、現行制度を前提にして、そこからどれだけ制度改革をしていくかという視点で議論をしていくべき。

権限、事務の分担等について。

基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う。

道州は、基礎自治体の範囲を越えた広域にわたる行政、道州の事務に関する規格基準の設定、区域内の基礎自治体の財政格差などの調整を担う。

国の役割は、国際社会における国家の存立及び国境管理、国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国的に統一すべき基準の制定に限定する。

権限配分案は国・道州・基礎自治体間の機能の重複のない、いわば横割りの仕分けとなっているが、それを前提として議論すべきかどうか疑問。

経済政策や地域振興については、国として責任を持たないと今のグローバル化した国際競争の中で生き残っていけないのではないか。

現状の都道府県が道州に広域化することに伴うコスト減も税財源の配分に反映される必要があるのではないか。

税の配分について。

偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系を構築することを旨とする。

権限については中間報告を前提にすることであるが、より具体的に仕事の割振が決まらないと金の割振は決められないのではないか。

財政調整について。

道州制下における経済及び財政格差の調整についてどのようにすべきか税財政専門委員会において検討する。

地方の役割が大きくなれば地方への税収配分比率は高くなる。一人あたりの税収格差は大きくなるか、いずれにしても存在するため、どうしても財政調整は必要。

国税の割合が小さくなれば、国からの垂直的な調整は不可能。道州間で水平的な調整により財政調整を行うことになるのは必然的な帰結。

日本のように1人あたりの税収に大きな格差がある場合は、水平的財政調整制度がうまく機能しないのではないか。憲法の下での法の平等の観点から、市町村についても国から直接交付する制度が必要。

ナショナルミニマムと条件不利の程度に応じ地域経済支援を中央政府の役割から外すことは得策ではない。

資産・債務の取扱いについて。

国の資産や債務をどのように取り扱うべきか（必要により、道州全体における権限・税財源の移譲が同時に行われるべきではないか）、税財政専門委員会において検討する。

国の資産は道州が時価で買取り、道州債として償還していくこととすべき。

国債を道州債として償還するということとなれば、債務引き受けとなるため債権者を害する可能性もあり、この点だけでも意見の対立が起こりえる。

仮に道州が償還していくこととなれば、その経費も道州に必要な財源として積み上げをした上で税財源の配分を考える必要がある。

その他（道州間の調整について）。

道州に自立権を与えるほど道州間の権限の対立が深刻化するため、課税の問題などの道州間調整は国が責任をもって行うという視点が必要。

広域化に伴うコスト縮減はなされるべきだが、実体的にはなかなか困難であり、相当程度の経過期間が必要。

以上でございます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

税財政専門委員会のほうで、こういう内容で2回の委員会を通してまとめられているわけでありませけれども、もちろん2回、3回ぐらいで結論が出てくるわけでありませなし、そんな簡単な問題でもありません。いろいろと委員の先生方にも、まだまだ言い足りないということ、また言うべきこと、またいろいろと別の角度からこの見解というものもお持ちの先生方もおいでだと思います。

今日はこの親会との合同会議ということもありますけれども、ぜひ税財政専門委員会の委員の先生方にそれぞれお話をさせていただきたい。お考えをお聞きしたいと思いますので、初めに黒川委員長のほうからよろしくお願いします。

○黒川委員長 今、事務局のほうから説明していただきました資料なんですが、そこで議論されたことを本当に素直にそのまま出しました。出していることというのは、本当に考えなければいけない基本的な論点というのが多分たった2回の会議ですけれども、網羅されていて、その中で対立概念になるようなものがあるかということ、一番大きい問題というのは、財政調整というものの考え方と地域主権ということで、地域、道州の中でどれだけ決定権限を持つことができるか、税率の選択とか、税構成の考え方とか、あるいは国が本来考えてきたような所得の格差のようなものを是正するような所得税ベースの公平感の問題のようなものを道州が持つのか、それとも国が持つべきなのかということに関しては、これからの議論の中でしかるべき落ち着くところに決まるのではないかと考えています。

ただ、基本的には皆さんの意見を聞いていると、ビジョン懇のほうで出されている地域主権というものの考え方に私たちは従って、議論を結論を出そうと思っていますので、そのプロセスで考えると、論点として挙げなければいけないことにはここにもおおむね出ているということと、ここには書かれていませんけれども、地方分権ということが基本にあるということは初めから前提で議論をしていますので、そのことについての今日最初に議論が幾つかありましたけれども、そのことについて私たちが意識してないということは全くなくて、それを徹底的にやろうとするとかなり理念系というか、これまでの制度とは違うものになっていく可能性があるんで、それをどこまでやるか、だけれども、実効性のことを考えると、現行の制度との連続性の中で考えたほうがわかりやすいので、その調整がどこにあるかということも大きい問題だというふうに認識しています。

まだほかの先生方からこれから意見を受けようという状態になっていて、準備もしていた段階で今回の会議ができましたので、とりあえずこれまでに議論された論点について、

事務局に私がというよりは、事務局が議事録の中かにきちんと拾い上げて、中立的に書かれるように今日のメモは出させていただきました。

○江口座長 ありがとうございます。

それでは、持田先生、よろしく。

○持田委員長代理 私は黒川先生を補佐している立場から発言をさせていただきます。

税財政の専門委員会は親会の中間答申の中にありますように、1年を目途に具体的な検討を進めるという文言に根拠を得て設定されておりまして、それを念頭に現在2回議論を進めてきたということでもあります。

それで、財政とか補助金とか、あるいは権限というのは、一つごく小さな針が一步動くと、全部これは民間の企業、あるいは地方に影響が出てきますので、慎重に進めていかなければならない。そういうふうを考えてまいりました。

それで、この専門委員会での主要な論点ですけれども、先ほど黒川委員長が指摘された2点であると私は思います。ただ、これは表現の仕方は個人によっていろいろありますので、私なりに黒川委員長の出された2つの論点を説明すると、次のような形になると思います。

まず、第1の論点は新しくできるであろう道州の役割をどういうふうに規定するかということでもあります。これについては、地域主権型道州制のもとでは、法のもとにおける平等、あるいは憲法の生存権との関係をどのように調整するかということ意見が2つ出てまいりました。

1つの意見というのは、従来我が国では6つのユニバーサルサービスというものをどの地域でも住んでいてもアクセスできるように保障してきたけれども、この6つのユニバーサルサービスについて、今後国が支援する体制を残していくのか、それとも各道州で責任を持ってやっていくのか、ここで一つ大きな意見の違いがあったように思います。

ビジョン懇の中間答申を読んでいますと、私の理解では現行制度の延長ではなくて、補助金が残らないというイメージで書かれていると思いますけれども、それに対して税財政の専門委員会では、法のもとにおける平等、あるいは憲法で規定された生存権の保障という観点から考えて、幾つかの対人サービスについては国の関与なり、あるいは財源的な裏づけが必要なのではないかという意見が出まして、これは引き続き基本法の議論とは並行、分離して議論を進めていくべきではないかと個人的には思います。

それから、もう一つはこれも黒川委員長の説明にありましたけれども、税財政のうちの地方税、州税の分、具体的な制度設計であります。

ここで出てきた論点というのは、大きく言うと2つありまして、1つはこれは特に古川知事をご指摘されていることですのでけれども、役割分担についての一定の前提がないと、税の割り振りの議論がなかなかできないということでもあります。国に権限をある程度残すようなモデレートな道州制を考えるのか、それとも一たん白紙に戻してすべて州を中心に行政事務を行って、場合によっては公的年金も新しい道州が行う、そういうイメージでやる

のか、国の役割分担と州の役割分担についての一定の前提がないと、税の割り振りについては議論がしにくいというのが一つです。

それから、もう一つは税の役割分担、配分を決める場合に、所得再分配機能と安定化機能を国が担うのか、それとも州政府が担うか、これを決める必要があるという議論が強く出されました。ビジョン懇の中間答申では、安定的で偏在度の少ない税制が望ましいということであり、税財政の専門委員会でもおおむねその基本原則については賛成するものが多かったように思います。

ただ、根本に立ち返って考えますと、道州に仮に経済政策的な役割を付与しますと、むしろ政策誘導が可能である税目、例えば法人税ですとか所得税を道州に移すというオプションもあり得る、そういう少数意見もございました。

また、もし道州制のもとで国が国防ですとか治安維持といった恒常的に一定のサービスを提供しなければならないものに限定されているのであれば、むしろ国のほうに安定的な財源を付与しなければならないというのがあります。こういう少数意見もありました。

いずれにしましても、一定のボリューム感のある前提を親委員会に示していただきたいということと、安定化機能と所得再分配機能を新しい道州が担うのかどうか、それについての前提が必要であるということです。

それから、3番目、これで終わりますけれども、恐らく一番議論をこれから詰めていかなければならないのは、道州制のもとでの財政調整のあり方ということであるかと思えます。

これについては、道州間の調整財源を事前に確保した上で、水平的な調整を行うべきだという意見が出ました。それに対してさまざまな論点提議もあったところでもあります。詳しくは省略しますが、水平調整については富裕な自治体からの強い抵抗があるので、理想どおり機能することについては慎重に考えるべきではないかという意見がありました。

また、実際に水平調整を行っている国というのは、州政府が税を拠出して弱い地方団体に交付しているのではなくて、徴収を遠方ないし国が地方に代理して行い、その代理徴収したものを地方に還元する過程で、計算上水平財政調整を行っているのであって、いわゆる横横で水平的な財政調整をやっている国は存在しない、こういう考え方もありました。

また、水平財政調整を実施する場合には、地方税の改革を徹底しまして、自治体間の税収格差を自然に取り除く、そういう方向も必要ではないかという議論もありました。

いずれにしても、この財政調整のあり方については、水平的な財政調整という議論を軸にしながら、垂直的な財政調整をいかにそこに組み合わせていくかと、こういう方向でこれから時間をかけて、議論をしていくというのが大体の私の見た方向ではないかと思えます。

以上です。

○江口座長 ありがとうございます。

それでは、赤井委員のほうからどうぞ。

○赤井委員 準備も余りしてなかったんですけども、今、お二方に言っていたように、ほぼ専門委員としての考えというのはそういう形になるのかなという、いろいろなメリット、デメリットがございますので、どれが望ましいということは言いにくいということ、言えないというか、現段階では言えないんですけども、いろいろな意見があって、それで何が望ましいのかを今後詰めていくというふうに考えております。

当初、この12月15日に専門委員会を開くということで、私のほうも何らかの意見を出すということで、準備をしていたので、その中で思ったことをちょっと述べさせていただくと、いろいろな意見が出ていますけれども、なかなかどれが望ましいのかということがわかりにくい。その中間報告でも、概念的に例えば責任を持つべき、役割を持つべきという話はあるんですけども、それがどういうふうに定義されているのかというもわかりにくい。専門委員としては、次のステップとしての私が個人的に考えているんですけども、委員会としては、専門ですから、今までいろいろな経済学的にも研究もございますので、そのところでどういうメカニズムが生じているのか。例えば、こういう制度が望ましいという場合には、どういうふうに国民が考えていけばいいのか、その制度のもとで結果としてどういう状況が起きるのか、どういうふうに国民が考えていけば、どういう結果が望ましいのかという、それはモデル上パラメータで定義できますので、そういうメカニズムを明らかにするという考えの整理です。それがまず重要なこと。

2番目には、国民がどういうふうに考えているのか、大きく言うと効率性と公平性になると思うんですね。効率性を重視すべきなのか、公平性を重視すべきなのか、それぞれはそれぞれの項目によって当然社会保障、義務教育、いろいろなものが違ってくると思うんですけども、その考えが多分人それぞれによって違うと思うんですね。国民はその格差はいいと思っているというふうに考える委員もいらっしゃるれば、国民はそれではだめだと思っていると考える委員もいらっしゃるの、そのところを国民がどういうふうに考えているのかということをもう少し専門ですから、理論だけではなくて実証的に、例えばアンケート調査をやるなり、意識調査をやるなり、そういう意見を持って、データを集めることで次のステップというか、データをベースに次のステップに行けるのではないかなというふうに考えております。

それと、もう一つ先行研究でいろいろと権限を国から道州に移した場合に効果が変わるんだと言う議論はあるんですけども、なかなか実証的に把握できたものがないと。大きく言うと2つの効果があって、1つ目は配分の効率化、国ではなかなか配分が効率化できないんだけど、道州制だとニーズをとらえられるので、配分の効率化ができる。シミュレーションも幾つかあるんですけども、難しいので、そのシミュレーションもある程度道州に渡せば今異常にニーズに合ったものができるんだという仮定があるわけです。実際、それがどのくらいできるのかというところは難しいところもありますし、それは権限の話ですから、例えば地方分権推進委員会とも連携をとりながら、調整していくことが重要なのかなというふうに思います。

例えば、地方分権推進委員会では、規模の理由でなかなか県におろせないという権限があれば、そこは道州制にすればもう少し広域化しますから、権限をおろせるというようなことにもなるでしょうし、そのところの有機的な連携が重要なことかなと。

配分の効率化で、もう一つは国の権限集中の効果です。一極集中は問題だという方もいらっしゃるけれど、当然規模の経済というか、集中のメリットもございますので、そういうところも当然よい側面と悪い側面があるので、そこもデータの的に把握するというのが次のステップで重要なことかなというふうに思います。

あともう一つの効果は、これは実証で私もやっているんですけども、広域化による効果ですね。例えば、小さい自治体と大きな自治体でコストがどのくらい違うのかということ、データもたくさんありますし、そこは一つの研究では確かな効果は出ないんですけども、いろいろな研究をしてみるとか、もう少しデータを見ていけば、広域化することによって、事務ごとによって当然効果は違うと思うんですけども、どのくらい違ってくるのかというふうなところが違うのかなというふうに思います。

とりあえずはそういう実証的な把握を次のステップでやることによって、今までの概念にもう少し説得力が出てくるのかなというふうに今思っていて、また専門委員会ではそういう意見も出していききたいなというふうに思っています。

すみません、ちょっと長くなりました。

○江口座長 どうもありがとうございました。

では、金澤委員のほうからよろしくをお願いします。

○金澤委員 私の税財政に関する意見に関しましては、専門委員会のほうで報告をさせていただく機会がございまして、その意見が黒川委員長のまとめのほうではほぼ網羅されておりますので、それについては特に申し上げることはありません。

ただ、せっかく合同の委員会を開いていただきましたので、ちょっと感想を申し上げますと、議論の中で専門委員会にも出ていただいている江口座長のほうから、例えばということでモナコというのが理想の国家なんだというお話がございました。それから、ビジョン懇の議事録等を見させていただくと、地域主権型道州制になると九州はどこに対応するんですかね。スウェーデンぐらいですか、オランダですか。四国はオランダだとか、そういう形になるんだというお話も一方であって、ターゲットとそこに向けてのプロセスというのがどうも私の経済学の頭ではそこにはいかないんですね。つまり到達点、到達すべき目標というのがどうもイメージできないし、それからそこに着実にいくという経済的なメカニズムというのがわからないということで、その辺のところというのが親委員会のほうでもう少し詰めた議論をしていただく必要があるのかなというふうにちょっと思いました。

一番最初の進め方の議論とか、それから道州制と分権の関係をどういうふうに整理していくのかというようなことが親委員会の中で余り一致しないままここに出てきているのかなという感じがいたしまして、その辺のところは先ほど或る専門委員会の委員の方も具体的なテーマに即してお話しされていましたが、もう少し大きな枠組みのところにつ

いても、何をターゲットにするのか、目的と手段の関係の整理、それから分権と道州制の関係の整理、それから議論の進め方の整理、この辺についてぜひご検討いただければ、我々も非常にやりやすくなるかなというふうに思います。

○江口座長 どうもありがとうございました。

じゃ、沼尾委員のほうから。

○沼尾委員 これまで専門委員会で議論されている論点については、大体先生方お話しくださったので、私自身の個人的な感想というか、意見というのを一言申し上げたいと思います。第1回の専門委員会のときに、堺屋委員のほうから、今日本で各地の地方を回ると本当に疲弊をしているんだと、このまま放っておいては本当にこの国は心配で、それぞれの地域にさまざまな固有の文化とか技術があるんだけれども、それを継承する人もどんどんいなくなっているの、何とかそれをこの国の形を変えることで建て直して、それぞれの地域固有の産業とか文化を支えていくというような仕組みを考えなきゃいけないというふうなお話があったと思います。

その限りにおいては、私も本当にもっともだと思ひまして、そのためにはこの国をどういうふうに変えていけばいいのかと、そのときの税財政制度のあり方というものを検討するのかなというふうに思った次第です。

ただ、他方で私自身もいわゆる条件不利地域、各地調査をしていて感じるんですけども、本当に今人口も3大都市圏に集中をしていて、地方には担い手がいないと、人もいないと、産業もなかなか振興しないという中で、これを道州という形に分けて、それぞれのところに権限を落としたときに、それぞれの地域の中で産業を振興したり、またそこに人が移り住むような、そういういわゆるそこで言われている地域主権型の経済システムを構築するような道筋というのがどういうふうに描けるんだろうかということがなかなかイメージできないんですね。

そういう中で、税財政制度のあり方というのを考えるときに、今のような東京一極集中型の経済システムの中で、これからのプロセスを段階的に経ながら、分権型の社会をつかっていくとすれば、財政調整制度というものは非常に重要になってくるだろうと思います。

他方で、非常に心配をしているのは、これから税に関して、例えば税率の決定などについて、特に産業振興策と一体的に権限移譲をしていったときに、非常に心配なのが底辺への競争(=race to the bottom)により、条件が不利なところほど税率を下げないと企業誘致ができず税収確保も難しくなるんじゃないかと。そういうことを考えていきますと、これからの地域のそれぞれの技術とか文化、あるいは環境というものを生かしたような地域での暮らし、あるいは産業というものを構築していくための筋道というのをどういうふうに描いていけばいいのかということをもう少し親委員会のほうで具体的にイメージとして出していただくと、私どもも財政調整のあり方ですとか、税源配分のあり方について具体的な議論ができるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○江口座長 ありがとうございます。

古川委員、よろしくお願いします。

○古川委員 ありがとうございます。

非常に多岐にわたった専門委員会での議論を黒川委員長と持田代理にあれだけきれいにまとめていただくと、出ていた委員として頭がすっきりしたような感じがいたしました。ありがとうございます。

私は制度設計のポイントが3つあるとっておきまして、これは分権改革にしても道州制にしても同じなのでありますけれども、基本は市町村だと私もは思っているということでございます。自治というのは、そもそも市町村で、市町村的な基礎自治体の存在しない国はございませんので、どんなところでも市町村はあります。広域自治体のありようはさまざま、現在のような都道府県制度もあるし、今ここでご議論いただいているような道州制というようなものもあり得るわけでございますけれども、いずれにしても前に堺屋先生からニア・イズ・ベターという言葉をお願いしたことがございますけれども、物事をなるべく住民に近いところで決めていく、その幅が広くて決定の裁量が大きければ大きいほど、無理と無駄がないということを我々は信じているということでございます、その前提のもとに議論を行っている。今はいろいろな制度なり社会的なものの単位を国でとらえて、国のところまでは大体同じような仕組みが行われていくというものを我々はなるべく市町村単位で物事を考えられるようにして、それを国じゃなくてもうちちょっと市町村に近いところの道州単位で制度的とか社会的なものを組み直せないのかといったことを議論しているんだろうというふうに思っております。

2つ目がこれまでずっと議論として経済的なお話が多くございました。先ほど沼尾先生からはいわば地方の現状のような心の中の話はございましたが、私は道州制というものの持つ意味の一つの意味がみんなに希望を持つことができるということではないだろうかと思っております。現在、本当に私どもも24時間、そして一生というか、ずっと地方と言われるところに住んでくる中で、なかなか希望を持つことが難しくなっています。それを今とはとにかく東京に行く、東京で何かをやるということがオンリーアンサーというか、唯一の正解であるような感じになっているからなんです。それをそうではないと、正しい答えは幾つもあるということを多くの地域の方々、日本列島の隅々の方に持っていただくという今度は心理的な効果というものを道州制の議論をするときには、きっと忘れてはならないんだろうと思うし、恐らく道州制の議論が必要だと思われている方の多くは実はそういう部分に根ざしたところに思われたのではないかなという気がしております、私もそういった点について賛成をしているところでございます。

それと、ただこういう議論をしていく中で、どうしても引っかけりになっていきますのは、税財政のグループでもそうなんです、憲法41条との関係でございます。憲法改正をしないということについては、多くの委員の方の了解があるかと思っておりますけれども、であるとするならば、国権の最高機関である国会だとするならば、どのようなことを仮に

道州制基本法なり、道州制の個別の法律で決めたととしても、その後に国会が修正法をつくってしまえば、それが通ってしまうということになるわけでございます。仮に一本の法律ということで道州制基本法というものが出ていって通ったとしても、それを損なうような動きを国会がすることをとめるという方法が現行憲法下であり得るのか、あり得ないのか、そうしたことについては、私どもの所掌範囲を超えているかもしれませんので、ぜひ皆様方のところで議論を詰めていただきたいなど、そうしたものが出来れば、現行憲法下においてどこまで地域主権型の道州制がビルトインできているのかと、水平調整も含めてそうした議論ができていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

税財政専門委員会のもう一人の委員であります堺屋委員のほうから、よろしく申し上げます。

○堺屋委員 今、皆様方のご意見を伺って、1つは時期の問題が非常に議論になっております。もう一つは、親委員会でまだ地域主権型道州制の概念で煮詰まっていない項があるんじゃないか、それを明確にしてもらったほうがこの税財政委員会でもやりやすいので、この2つの意見が出ました。これは両方とも大変もつともなご意見だと思います。

今、古川委員のおっしゃったことは大変重要な議論でございまして、道州制を行うことによって、地方の方々に将来の夢を与える、ビジョンを与える、これは大変重要なことだと思います。道州制、これは親委員会でスケジュールを検討するとなりますと、仮に基本法をつくって、その基本法の中にスケジュールを検討するとなりますと、簡単に考えても10年はかかる。今、一つの問題として、地方分権との話がありますが、地方分権の話というのは、二、三年のうちには実現してもらいたい話なんですね。10年のビジョンをもって日本の国の形をどうするかという、廃藩置県以来の大問題は人々に対する目標としてこれは非常に重要なこと。分権委員会のほうは、まさに今二、三年の間に実現していただきたいことが議論されているわけで、これは並行して進めるべき問題ではないか。一方が終わってから他方というしておりますと、分権委員会の効率性を重視した改革が先行して、地方に夢を与えるということがなくなってしまう。この両方は並行して行うべきではないかというように思います。

それで、次に各先生方のおっしゃった道州制の明確なビジョンとスケジュール、それからどういう問題を積み残してこの10年ほどの間に検討していくべきことか、どういうことまではここで今のこの委員会で決めるべきことか、それははっきりさせる必要があると思うんですね。したがって、まず今月末に親委員会が集中審議をするようでありますので、そこで問題点とスケジュール、そして何よりも地域主権型道州制のもう少し明確なビジョンというものを出示していただいて、そして年明けにも財政委員会のほうに投げ返していただいて、議論をしていけば、ある程度といいますか、基本法に盛り込むべき事項は明確になる。もちろんそれで簡単に決まるわけではありませんから、何年何月までにこの税

財政の問題は考えるというような状態をつくっていく必要があると思います。

経済は動態でございまして、今も大不況で税収も大きく変わる条件があります。こういう大変変化のときに、基礎自治体がどの程度安定した財源を持つべきか、あるいは国がこの部分とこの部分は安定した財源でやるべき必要があるのか。

それから、今特に出ました生存権の問題のような非常に固定した支出が出るようなこと、それはどういう財源と対応させて、だれが行うべきことか、そういうことを一つ一つ詰めていく必要がありますが、それを年末に親委員会が出された全体のビジョンに基づいて、この小委員会で議論をして、そして決めることと将来に決め送ることと整理することが必要であり、かつ現実的だと思っております。

○江口座長 どうもありがとうございました。

これで税財政専門委員会の今日ご出席の委員の方々のそれぞれのお話をお聞きしたわけでありましてけれども、それぞれまだ全体としてまとまっている。もともとまとまらないと思っておりますけれども、まとまっていないというようなところもあるかもしれませんけれども、しかし古川委員に代表されるように、とにかく日本の各地を元気にするために道州制という、その前提でいろいろ考えなければならないということは全くそのとおりだというふうに思います。

今、それぞれの委員の方、税財政専門委員会の委員の方からお話がありまして、これにつきまして何かほかの方々、今日は確認ということで、質問とか、そういうことではなくて確認ということでそれぞれの税財政専門委員の方々にございましたら、どうぞ、宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

質問よろしいですか。

○江口座長 よかったらどうぞ。

○宮島委員 1点、税財政専門委員会の方にお伺いしたいんですけれども、財政調整についての丸の1つ目のちっちゃいポツの3つ目、今も話題になっております憲法のもとの法の平等の観点から、市町村についても国から直接交付する制度が必要というところがあります。これは具体的にはどのようなイメージをされているのか、例えば今の制度で言うところの補助金のようなものをそのまま残すということなのか、そして国と市町村がダイレクトに経済上結びつくということをイメージしているのかということをお伺いしたい。

あともしイメージがあるのであれば、それがどういった分野なのかということと、現状においては委員の方々に意見が何かまとまっているものではないと思うんですけれども、今、委員会の中ではこの部分はどういう受けとめになっていらっしゃるのかということをお伺いしたい。わかる範囲で教えていただければと思います。

○江口座長 今、宮島委員のご質問、あるいはまたお尋ねに対してどなたか委員の方、お答え。

金澤委員、よろしく申し上げます。

○金澤委員 この部分は多分私の報告にあった一節だと思いますので、ちょっと簡単に。

道州制なり連邦制というものを世界の事例で見ますと、財政調整というのはドイツの連邦制に代表されますように、州間の財政調整というのが基本ですね。かつ1人当たりの州税をなるべく均衡化すると。最近では逆転現象は憲法違反というようなことで、ある程度の格差が残るようになっているようでありましてけれども、しかしそういう制度になります。

日本の場合に、仮に先ほどちょっと例として出した九州、四国、それから関東、南関東とか、そういうような形で1人当たりの税収を均衡化しようということになると、かなりの部分大都市の側が納付金のような形で出してやらないとできないということになります。それができない場合は、その中にある先ほど出た中山間地域を多く抱えているようなところというのは、その格差がある中でさらにその中の格差を自分たちの州税、道州税で財政調整しないといけない。そうすると、結果として日本の場合、今の市町村の部分というのは、先ほど来出ている生存権なりナショナルミニマム、ナショナルスタンダードの部分例えば生活保護とか、そういう部分の基幹を基礎的な自治体が担っていますので、その部分の水準が大きく地域によって、道州によって変わってくるということが想定できるわけですね。

そうした場合、それがいいというふうに思われる方が日本国民に多ければ、私も反対しませんけれども、恐らくは賛成されないのではないかと私は思っています。したがって、そういう場合は今の地方交付税が都道府県の財政調整をしているだけではなくて、市町村についても直接やっているわけで、その部分は残すというオプションを真剣に検討すべきではないかと、こういうことです。

○江口座長 税財政専門委員の方で何かございますか、宮島委員のご質問に対して。

黒川委員長、よろしく申し上げます。

○黒川委員長 財政調整の問題というのは、憲法上の問題で、国民に等しくというユニバーサルサービスの概念のようなものがあって、それに対応しなければいけないのを道州の世界ですべてやるという形、これで全体ができないわけではないと私は思いますけれども、どうしてもというか、国と基礎的自治体の関係で物を考えるべきことと、道州の中で財政調整をするという問題と道州制間の間で財政調整をするという議論があって、国はどちらかというところ、これまでの憲法上の慣例からすると、個々の生存権に近いものについては何らかの形で保障しなければいけないと、ただ生存権が現実に金額の形にあらわれようとしたときには、それこそ沖縄県でやられる費用負担と東京でやられる費用負担の間には差が出てくるだろうということがあるので、全国一律にすることが今までのような制度ではいいとも思わないんですけれども、だからといってそのことを道州の範囲の中でできるかというところ、そのことについても難しいということで、それがこの議論の中の根底にあるということなんですね。どこかに落ち着くべきだと思うんですけれども、より分権的になっている形で、そういうあるべき憲法上必要とされている、私たちが認識しているものをうまく手に入れることができるようなものというのがこれまでの概念とは違う形でできるかど

うかということは、私たちにとって議論の大事なポイントだというふうに思います。

○江口座長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問は。

草野委員。

○草野委員 ご報告ありがとうございました。

大勢の方が言っているように、親会議での権限、事務の分担などをもっと決めていただかないと、これ以上なかなか話ができませんよということなんだと思いますが、この報告書の中で、質問というよりは感想というか、こういう見方があるんだというふうに逆に私どもがもっと研究、分析をしなくてはいけない部分だと思うんですけども、経済政策や地域振興について国として責任を持たないと、今のグローバル社会の中では国際競争に勝っていけないのではないかとのご指摘がございまして、道州制にすることで、今現在の規制が緩和されたり、ある種経済を活性化するだろうということをむしろ肯定的にとらえていたもので、先ほど沼尾委員もおっしゃったんですけども、これだけ疲弊化した中ではなかなか道州になった場合に逆に力が発揮できるほどの素地が今の段階ではないのではないかという見方と、道州になるからこそ、より緩和が進んで、物流の交流などが活発になって、経済も活発になるんじゃないかと、見方として随分と違うと思うんですけども、そのあたりというのはどういう判断をする場合に、この段階でどんなことを勉強すればいいのかとか、考えていけばいいのかというのをもし教えていただけたらと思うんですけども。

○江口座長 赤井委員、よろしく申し上げます。

○赤井委員 私もそこは重要だと思っておりまして、その点に関して今答えはどちらが望ましいと思っらっしゃる方は当然いっらっしゃると思うんですけども、なかなか全体としてはちゃんとした結論はないと思うんですね。

そのあたりに関しては、例えば元気になるんだというふうに言われたときに、どういうふうなメカニズムで元気になるのかというところが例えば海外の事例を学ぶというのも一つですし、こういう理論的な研究があればそういうメカニズムというのを学ぶということも重要なんですけども、そういうあらゆる可能性みたいなものをだめだという方にはどういふふうにしてだめになるのか、結局何も元気にならなくて、今のまま格差が続いたままいくとどんどんいくんだみたいなことであれば、それが実際どのようになるのかというところを私ももう少し透明性というか、いろいろなケースの本当にどういうメカニズムなのかというのを出してみて、国民が最終的にはどれが最も説得的なのか、どれが起きやすいのかと、元気になるというこのルートが絶対起きるんだということであれば、それは日本でみないとわからないですから、そこはチャレンジという形でやるんですけども、そういう国民というか、すべての人が議論できる、そういう情報をそろえるということは重要なことだと思いますけれども、答えにはなっていないんですけども。

○草野委員 すみません。

それと付随してなんですけれども、どちらかというところまでの有識者会議での考え方と言うと、道州制になると経済に関しては道州に基本的にはお任せするというか、道州が自立的にやっていくんだという考え方だというふうに理解をしていたんですけれども、ここで見ると、つまり国がその部分についても責任を持つべきだと、あるいはその後の財政調整のところも、地域経済支援を中央政府の役割から外すことはできないというふうなご意見が出ていて、そのあたりはそれが税財政委員会としてのご意見の主立ったところ。

○江口座長 このあたりにつきましては、堺屋委員。

○堺屋委員 そういう意見もありましたけれども、主立った意見とはここは言い切れないと思います。

問題は生存権の問題は、これは憲法に規定してあるから国の責任だと思うんですね。ただ、国がどういう形で生存権を守るのか。例えば、道州にそういう調整をして、道州調整税源みたいなものを持たせて行うのか、基礎自治体に直接やるのか、あるいは個々の事業、例えば郵便事業とか警察事業とかというのを国が持つという形でやるのかという3種類あるわけですね。

この道州制の考え方は、国は財政的というか、そういう面で各道州の格差を是正するような仕組み、これは国がやるか、道州間でやるか、あるいは道州調整財源でやるか、方法はいろいろありますけれども、直接国が何々しなきゃいけないという憲法の解釈ではないと思うんですね。

○江口座長 ありがとうございます。

金澤委員、どうぞ。

○金澤委員 このフレーズも私のメモだと思うんですけれども、古川委員が先ほどおっしゃったように、内政部門について財源の問題と権限の問題は私は分けて考えているものですから、財源は再配分してもいいと思っているんです。だけれども、それを政策をするときはできるだけ自己決定権をとという形でやるべきだと思っているんですね。そのときには、市町村というところが一番大事になっていくだろうと、世界的な傾向もそうだと思うんですね。民生的なサービスはなるべく市町村がやると、これはいいわけですよ。

では、経済政策についてどうしているかというところ、世界的には国民国家同士の戦いというのがグローバル化の中で、より強くなっているわけですね。そこを武装解除しているような国はないわけですよ。逆に国家が集まって地域統合をして、より強い国家をつくって、そしてその中ではなるべくフリートレードでやっていると、その中でどうしても引き上げられない部分については、ついてこれない部分については国家が条件不利地域に対してEUの地域構造基金とかで支援していくという形になっているわけですね。

だから、グローバル化の中でシールドを張ってやれるような強い国民国家の体制というのは、むしろ強くして、ニア・イズ・ザ・ベターで基礎的な自治体についてはしっかりと財源と権限を与えてやると。中間部分が少し弱くなってきている。北欧のような改革でも県とか言われている部分が少し市町村に権限を移譲したりも、それから国のほうに移譲し

たりして、二極分化しているというのが世界のやり方だと思うんです。だから、道州というのはニア・イズ・ザ・ベターの考えで言うと、都道府県を大きくするわけですから、フレーズからすると逆行している向きがあるわけです。そのぐらい大きくして、地域を守っていかなくちゃいけないといったら、世界の全体の大きさからすれば、日本の国民、国家というのはカリフォルニア州ぐらいのものなわけですから、そこの部分を弱くするというのは経済政策としては余り得策じゃないというのが私の考え方、ただそこの部分というのは全部をやればいいということではなくて、そこは分権型の経済政策というのも必要だと思うんですが、その辺の区分けが必要で、経済政策は全部国からとるとというような考えは、世界のトレンドからすると非常に特異な考え方だと私は思います。

○江口座長 河内山委員、どうぞ。

○河内山委員 金澤先生が先ほど国家的な、国が最終的な財政調整をしなきゃならない。私も全くその考え方に同感なのでございますので、その趣旨でちょっと実態というか、よく誤解をされることがありますので、これは先生方じゃなくて、広く経済界の方もおいでになるので、申し上げたいと思いますが、ここ10年ぐらいのさまざまな、特に社会保障関係の改革で本当に国民の不安というのは非常に大きくなりまして、将来夢が持てないというのは、経済がうまくいかないということもあるんですが、どんなに頑張ってもうまくいかないときに、最終的には国がとか、もっと言うと地方政府が、中央政府がというどこの政府かの別はともかくとしまして、最終的には最後のところは安心してということが非常に欠けてきたことが日本の中で広がってきております。地方自治体も随分行政改革をどんどん、どんどんやって、ある意味で社会保障関係というか、民生の安全にかかわることというのは、これ以上は絞れないというところまでやりましたので、これ以上やると地域社会が壊滅するというようなところが日本的には散見されます。

したがって、分権とか地域主権の美名のもとで、そのいわゆるナショナルミニマムが少しぐらい違ってでもいいんだということをこれを公式にしゃべり始めますと、本当に国家としてはさらに元気がなくなるということを前提にご議論いただきたいと思います。生活保護だけではなくて、いろいろな場面で全国的に差があってもいいんだという考え方をやりますと、本当にこれは社会不安になると思います。

先般も舛添大臣が出産育児一時金を引き上げたいというので、保険者の立場で僕も意見を申し上げたんですけども、今35万円の出産育児一時金を今度は医療保障が始まりますので38万円なんですけれども、これを42万円ぐらいまで上げたい。山口県の出産費用、分娩費用と東京都の分娩費用では違うんですけども、これを全国的に差をつけたらどうかと大臣が提案をされたんですけども、これはそこに集まっている医師会も我々保険者もみんな反対したんですね。低くすればするほど、節約すればするほど、例えばお医者さんとか、産科医療みたいなのは崩壊するわけですね。したがって、コストをカットするんだ、カットするんだというような感覚で差があってもいいんだというようなことをやると国家がうまくいかなくなる。そういうことからすると、ナショナルミニマムというか、

本当にそれはどうやって保障するのかということをお大前提で、税財政のもちろん議論もしなきゃなりませんし、地域主権型道州制も議論しなきゃならないということをお強く申し上げたいと思います。

○江口座長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 今までの議論で、大事な点が幾つか出たと思うんですが、1つは所得再分配の機能をどうするか、それから安定化機能をどうするか、それは今しがたマクロ政策の話が出たと思うんですけれども、そこの話、それからあと調整の話と、これはいずれもかかわっているわけですけれども、この話と税の切り分けの話は原理的な話ですから、親委員会でも詰めて議論する必要があるなと思います。

それで、まず1点目の所得再分配の話ですが、これは冒頭の報告の中で、例えば年金を道州政府に任せてもよろしいのではないかと、こういう議論があったと。そういう議論ももちろんあると思います。まさにそういうところから議論していけばいいんだと思っていて、私はそのでき上がりが道州政府がやるのが望ましいのか、それともいわゆる財政の法則に従って大きくなったほうがいいので、国がやったほうがいいのかと、こういう話に収れんしてくると。

さて、例えば年金一つとってみても、年金の財源をどうするのかという話を考えるときに、国がやったほうがいいのであると、所得の再分配の一つとして考えて、国がやったほうがいいのであるというふうに考えれば、先ほど冒頭の報告にあったように、法人税、所得税は所得再分配にふさわしいという機能を持っているわけですから、その場合はこれは国税になるということになるし、報告にあったのは道州がやるのであれば道州にも持っていったほうがいいと。私は国がやったほうがいいんじゃないのかなと実は思っているんですけれども、そういう切り分けになってくるだろうなということ。

それから、もう一つ安定化機能のところでは。

これはマクロ政策管理の話だと思うんですが、金澤先生のご議論、とても興味深くて、これも実は道州政府がマクロ政策を個別にやるのではなくて、国がやったほうが国際的なバトルに勝ちやすいということであれば、国のマクロ政策の財源としての税と国債ということで考えていくと、これは国が国税と法人税を持ったほうがやりやすいのじゃないのかなということになってくるかと思ひます。

そうすると、悩ましいのは、消費者のところをどうするんだという議論、今社会保障のいろいろなさまざまな現場で言われている議論というのは、消費税は社会保障財源にすると、こういう方向で今議論が進んでいるわけですけれども、行政サービスの対価として消費税を考えるとということであるならば、これは道州税のほうが望ましいという議論は十分に立ち得るだろうと思ひます。先ほどのマクロ管理は国がということであれば、国税は法人税と所得税が持ち、行政サービスの対価である消費税は地方が持つ、つまり道州政府が持つと、こういう切り分けになってくるかなと思ひます。

この議論を少し詰めたほうがいい、また別の議論の立て方も十二分に立てられると思う

ので、詰めたほうがいいのだと思っていますけれども、ちょっと考えるのは、このペーパーの中にもあったわけですが、国債のところを道州債に振り分けるということになると、全部振り分けちゃうと、さて国債が道州債に移った場合、国が財源が足りなくなったときにマクロ政策をどうやってやるのと、つまり赤字国債を発行して公共投資刺激できなくなっちゃうよねと、こういう議論もあり得ると思いますから、つまり要はさまざまに議論は立てられ得ると思うんですけれども、私が言いたいことは、つまり所得再分配と安定化機能についての国と道州の切り分けについては、これは早い段階で整理したほうが税財源委員会の方々も議論がしやすくなるのではないかということでございます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

まだまだご意見、ご質問、あるいはまた委員の方々、専門委員の方々、お話ししたいこと、自分の考え方を言いたいという、そういうこともあろうかと思っておりますけれども、今日は区割り基本方針検討専門委員会の議論もしなきゃいけませんので、最後に黒川委員長…

○堺屋委員 今、金澤委員と河内山委員からお話がございまして、一つの流れみたいになると困るので、ちょっと申し上げておきたいんですが、国民国家が強くなっているという意見はないことはないんですけれども、極めて少数なんです。だから、例えば通貨の管理が国民国家から離れちゃっている。あるいは徴兵制がなくなっているというようなことから、1970年ごろから国民国家の枠組みが緩んでいるというのが圧倒的多数説なんです。それは強くなっているという前提で議論すると、ちょっと歴史の流れとは違うんじゃないか。

それから、2番目に河内山先生のおっしゃったことは、出産費用という形を国がつくっちゃっている。それを果たして出産費用がいいのか、入院費用がいいのか、これを道州が決められるようにするのか、出産費用がこれだから幾らと、そこまで国が決めてしまってやるという今の制度を……。

○河内山委員 例えばという話ですから。

○堺屋委員 例えばでも、そういうふうを受け取られてしまうと、国が制度を決めて道州、あるいは市町村が割り振るという制度に縛ってしまうと、もともとの地域主権型でなくなる可能性がある。その2つのことはちょっと今気をつけていただければ。

○江口座長 わかりました。

そういうことで、議論もこれは当然議論は尽きません。今日一日やっても終わらないと思いますけれども、1時までということもありますので、最後に黒川委員長のほうから、今までの意見をまた聞いていただいて、これからどうするかというようなことも含めて、ちょっとまとめていただきたいと思います。

○黒川委員長 私たちのところは、専門家として税財政構想というのを道州制、特に地域主権型の地方分権のあり方を理念系に置いていて、その中でどういうのが一番ベストかという制度の議論をしなければいけないとは思っていましたがけれども、今日のお話を幾つか

聞きながら、少し考え方を変えようと思ったことの1つは、スケジュールとの関係と現状の日本経済のことを意識したときに、理念系を先走っていってしまうと、そのことは河内山委員が言われたように、今の状態で理想系の形をそのまま導入するということは、地域の人たちに物すごく大きなインパクトを与えて、この問題を議論していく流れにさおを差す可能性もあるので、今の時期考えなければいけないことは、この幾つかの理念系が将来には達成される。先ほど堺屋先生は10年後というふうにおっしゃっていましたが、でもここ二、三年のときに考えなければいけないことは、それよりももう少し大きいドーピング効果のようなものがどうしても私たちの経済に必要なだと。

そうすると、そのときの議論とスケジュールというか、手続というものを頭に置いておいて、多くの人たちにこの問題に関心を持っていただきという、そういうプロモーションの効果も達成できるように提案すべき中身というのは、理念系には近づいていくけれども、そのプロセスの中では少し段階的な議論があるんだなということを強く認識しましたので、あるべき姿論ととりあえず私たちが今考えなければいけないことを上手に調整することが私の仕事だと、そういうふうに認識しました。

○江口座長 どうもありがとうございます。

そういう一応本日の税財政専門委員会からのお話はまた質疑応答はこれぐらいにさせていただきますまして、次に区割り基本方針検討専門委員会のほうからお話をいただきたいと思えますけれども、それに先立ちまして今日松浪政務官が大変お忙しい中、ご出席をいただきました。松浪政務官からお話をしばらく賜りたいと思えますので、よろしくどうぞお願いします。

○松浪政務官 委員の先生方、本当に活発なご議論をいただきましてありがとうございます。

私も政治家としては、今まで道州制をライフワークとして活動してきたものでありますけれども、その私どもの問題点と非常に共通の問題点をお持ちいただいているということに力強い思いをいたしました。

私のほうからは、確認という言葉も座長のほうからありましたので、この道州制というのがどういう位置づけであるべきなのかということと、それからまたこれから議論、論点のあり方ということ、それからこれからどういうふうに進めていけばいいのかという私の問題意識3点ほどからお話をせつかく合同会議ですからさせていただきます。

まず、この道州制というものをどういうふうにとらえていくべきかと。よく国のあり方だとか、先ほどから古川委員も希望が非常に必要だということがありましたけれども、私はこれは歴史のうねりの中で、まず道州制というものをとらえなければいけないというのが私がいつも感じるところであります。連邦制に近かった江戸時代から明治時代に中央集権になって、その次に地方分権型道州制というものを位置づけるという、まさにパラダイムのシフトを我々は今行おうとしているということを考えなければならないと。その点で、我が国の今の現状を見ますと、我々政治家が最も考えるのは、経済と社会保障であり

ます。

経済を安定的に発展をさせることと、それから社会保障のこの両輪を両立するために道州制が必要だと。今、金融危機の問題もございます。大きな変化が国民に対するインパクトを余り不安がらせてはいけないのではないかとということもありますけれども、逆に将来道州制を導入することによって、経済は発展をし、それから社会保障もちゃんと行われていくんだということを国民の皆さんが納得できれば、非常に私は日本国民の心の活力を生むのではないかと、そのためには私は3点が必要だと。このマインド改革、道州制をマインド改革にまで高める、私は道州制思想論と自分では呼んでおりますけれども、その思想論を達成するには、政治改革、行政改革、そして経済的なメリット、この経済改革を行わないといけないと。政治家が本当にみずからの身を切って、国会の数も半分にするとか、3分の1削るとか、そして国家公務員を半数ほどは地方公務員化するとか、わかりやすく国民の皆さんに、そして経済成長はどれだけ行われ、先般経団連の井上さんにお越しをいただきましたけれども、全体で都道府県が合併するだけで、ここで言う広域化で5兆数千億が浮くというようなことを国民の皆さんに見せて、それではその5兆の使い道を考えましよう、非常に1枚目の下にある論点というのは私は明確なものであるなというふうに感じております。

その中で、これからどのように議論を進めていくかという論点でありますけれども、先ほどモデレート案という言葉が出まして、私は非常にわかりやすいと思います。ですから、今後親委員会としても、理念というのはとても大切なことですから、究極の姿として理念型はこうで、そしてモデレート型はこうだと、3つ、4つ案は出ると思うんですが、2つぐらいにまとめて、モデレート案と究極案の両方の論点ぐらいで整理をすれば、互いの論点というのが見えてくるんじゃないかと、これは私も自民党の道州制推進本部、調査会等で今まで百数十回の議論の中でついつい余りに問題が膨大、複雑多岐にわたりますもので、論点が非常にブラーになってくると、本当に5つの小委員会をつくっていても、今6つになりましたけれども、それを感じるぐらいですから、我々はもうちょっとシンプルに、国民の皆さんにわかりやすい論点を提示をしていくべきではないかというふうに思います。

特に先ほどから議論のありました社会保障に対する問題、これは大きな論点だと思います。一応世間で私も厚労族と呼ばれているもので感じるんですけども、社会保障と一概に言っても、年金、医療、介護、それぞれについて私はある程度の最近グラデーションを持って見ております。例えば、年金と申しますと、年金が同じ額が全国民に行き渡るということは、地方では生活コストが当然安いわけですから、同じ額であることによって、これは水平的調整をなされていると。

逆に医療、先般の後期高齢者医療制度がありましたけれども、保険料につきましては医療の使用量によって、各都道府県の広域連合の中から決めていくというのは、ある程度フェアなことだなど。特に大阪と青森なんていいますと、年間の医療の使用量は2倍も違います。そうなると、それはある程度保険料に反映をされてしかるべきものではないかと。

そして、最後に介護なんですけれども、これが一番もつと薄い分だと思うんですね。私も厚生局単位でのこれから厚生行政が最も重要だと思っています。といいますのも、介護のあり方と、介護保険のあり方そのものなんですけれども、この州では老健型、そしてまた特養型のこれまでの形でいく、この州では在宅型でいく、例えば都市部なんかではそのほうがいいかもしれない。集中したほうがいいかもしれない。それはいろいろ選択肢がありますけれども、そしてまたアメリカ型のナーシングホームのようなものを入れていく、とりあえず特養をつくるのにこんなにスプリンクラーを入れてがちがちに決めるというのを国がやる必要はないと。もうちょっと柔軟性を持たせるというのは、社会保障に対する私はこれは安全保障だと思いますね。ある程度の実験を幾つもできると、これは私の持論でありますけれども、EPAについてもある程度外から労働者が入るのにも、この州は農業関係者、この州は福祉とか、そこまでの自立性を持たせないと、なかなか道州間の関連というのは競争原理をうまく働かせるというのは、それぐらいが実はモデレートでいいんじゃないかというのが私の私見であります。

それに加えて、税の問題にまいますと、先ほど水平的調整というのが結局は一番大きな問題であると思います。これは政治体制にもよりますけれども、道州制を導入したときには今の参議院はアメリカの上院のような感じに再編をしていかなきゃいけない。例えば、各州から10人ずつ出ただいて、それを上院として話をつけると。であれば、法人税というものが先般も私も税調で大分海外子会社利益の国内還流についての税制改正というのを今年税調のまた大きな目玉であったわけなんですけれども、これと同じ構図が国内でも起きてくるだろうと。

では、国税部分をこの州だけは法人税をちょっと安くすると、そのアドバンテージを与えて地域から本社機能を随分地方に移そうという動きを出して、それで両面から、税制では別にそれはもともと国税ですから、損をしないわけなんですけれども、メリットだけが地方にいくというような別の形も実はあっていいんじゃないかなというふうに思いまして、それぐらいのことを考えた上で行っていくということが今後の議論の論点として、やはり社会保障とそれぞれの州によった独自性の置き方というのは大切ではないかなと。

3点目でありますけれども、これからの進め方ですけれども、私も先般、先週ですけれども、地方分権推進委員会の丹羽宇一郎会長のもとに伺いまして、意見交換をさせていただきました。

マスコミのほうでは、今まで地方分権推進委員会と道州制、全然意見が違うじゃないかという論点があったわけなんですけれども、私は丹羽会長に最初いろいろ伺ったんですが、丹羽会長のお言葉からすぐに道州制という言葉が出てきて、随分と積極的なイメージを私は持たせていただいて、今後道州制のビジョン懇と地方分権推進委員会の合同会議でもいいですけれども、まずは幹部の方々にちょっと意見をすり合わせていただく機会を得てから、合同の委員会を開くぐらいの未来図をつくっていくと。それに伴いまして、道州制基本法と分権推進一括法が来年出てまいります。7月には先般、8日に出ました第2次のものが

第3次として7月に決定をするということでもありますから、それから新分権一括法が出ると、それに対して堺屋先生も今基本法をおっしゃっていますが、基本法を先に出して分権推進一括法に影響させるのか、新分権推進一括法に意見を反映させて、それから基本法をつくるのか、これも大きな論点であると思いますので、それは我々内閣府の中で、そんなに意見が割れるというのも余り望ましいことでは、私はないと思いますので、その点を今後整理をしていただきたいというふうに思うわけであります。

多岐にわたってお話しをしましたが、以上であります。

○江口座長 どうもありがとうございました。

これから区割りのほうに移りたいと思いますけれども、ちょうど12時になりましたので、ちょっと15分間ぐらい食事をしていただくという予定になっているようでございますので、食事をしながら雑談がてらお話しされたい方がおいでであれば、お話しをしていただいて、区割りは15分から1時まで45分間ということで、これは金井委員と田村委員と長谷川委員のほうから区割りについて説明、お話をいただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

では、食事をして、またどうぞ席を離れていただいても結構です。

午後12時02分休憩

午後12時16分再開

○江口座長 それでは、まだお食事中の方、席に着いておられない方もおいでかもしれませんけれども、時間がまいりましたので、区割りにつきましてお話をいただきたいというふうに思います。45分間ということで、短い時間でございますけれども、区割りについては3人の方々からお話をいただきたい。基本方針ということでございますので、まず事務局から資料2を読み上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○杉本内閣参事官 それでは、資料2をごらんいただきたいと存じます。

区割り基本方針について。

区割り基本方針検討専門委員会における議論の状況報告。

区割り基本方針検討専門委員会委員長、矢田俊文。

当委員会では、道州の区域についての透明性のある基準及び基本方針について、検討を行っているところ。

道州制ビジョン懇談会中間報告に掲げられた道州制を定める際の以下の4つの考慮事項。

①経済的・財政的自立が可能な規模。

②住民が帰属意識をもてるような地理的一体性。

③歴史・文化・風土の共通性。

④生活や経済面での交流がいずれも重要な事項であることについては、当委員会においても一定の理解が見られた。しかしながら、この4つのみが考慮事項であるのかどうかに関しては、共通認識はなく、例えば、⑤戦後半世紀の官民による広域ブロックの政策主体のエリアについても重要な考慮事項であると考え。

その際、上記の考慮事項を全て完全に満たすことは困難であり、実際に区割り案を示す段階になれば、①の要素よりも③の要素が強く求められることになるだろうとの意見。

具体の区割りの線を引くことはいつでも実務的にはできるが、それでは意味がなく、全国の地域の歴史、風土、帰属意識などを考慮し、じっくりと議論を行うことが必要との意見。

区割りの在り方が地域やそこに暮らす住民に大きな影響を及ぼすことを考慮すれば、経済界や言論界、全国的な連合組織の特定の視点のみではなく、幅広く国民各界各層とキャッチボールをしながら意見を反映していくことが必要であるとの意見。

道州制の制度設計（税財政制度や意思決定プロセス等）の在り方を見極めながら議論すべきとの意見などがあった。

道州の区割りは、今後の国・地方を通じた政府のあり方や地方自治制度の根幹を構築する基盤となるものであり、その検討を行う際には、社会経済的条件、地理的条件、歴史的條件、文化的条件などの諸条件を総合的に勘案する必要があるため、慎重に議論を行うことが重要であると考ええる。

また、道州の区域を定める際のプロセスとして、道州制ビジョン懇談会中間報告では、次の3つの事項が掲げられているところである。

①道州の区域設定にはその道州の住民の意思を可能な限り尊重すること。

②道州の区域設定は法律によること。

③道州制移行後においても道州の区域の修正を可能とすること。

これに関して、道州の区域は、一定の基準に従ってア priori に決定されるものではなく、国民が納得できる民主的プロセスを経て決定されることが極めて重要であるとの意見があった。また、憲法との整合性をどう考えるかとの意見があった。

最後に、道州制の理念と目的、国・道州・基礎自治体それぞれの役割と権限、推進組織、導入の実施時期等を定めることを想定したいいわゆる「道州制基本法（仮称）」においては、道州の区割りに関して、道州の区域を定める際の考慮事項といった基本的事項を定めるとどめるべきと考える。

道州の区域を定める具体の作業については、道州制基本法制定後、同法に基づき検討し、確定される詳細な制度設計を前提に、住民や地方自治体の意見を十分反映しながら最終的な段階で進めることが重要であると考ええる。

区割りの基本方針については値案の策定過程における透明性を確保することがきわめて重要であり、当専門委員会においては再来年3月までの工程表をしっかりと作って議論を粛々と進めてまいり所存である。

以上でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き区割り基本委員会のメンバーの金井委員、田村委員、長谷川委員のほうからお話をいただきたいと思いますが、まず最初に金井委員のほうからよろしくお願

いします。

○金井委員 ただいまご指名いただきました金井でございます。

実はこの区割り基本方針検討専門委員会は第3回ということなのですが、第1回目は親委員会さんとの合同なので、懇談会の皆さんの熱い思いをお伺いして、これからの専門委員会の仕事をどうしようかと考えていたところなので、実は前回しか話し合う機会はなかったと。しかも非常に短期間に突然開催するという話になりましたので、余り多くの委員が出ていないというか、多数というか、過半数の委員は出ていないというのが実態で、ほとんど意見開陳がちょっとあったという程度でしかなかったということで、そういう意味では議論の状況報告と書いてありますが、議論もなかったと言うほうがより正確なところでもあります。そもそも第2回に出席していない人もいまして、正確に言うと私も出席していないんですが、今日は委員長がいらっしゃらないということで、若干非常な急転直下の会議運営に大変戸惑っているというのが実態のところでもあります。今回の状況報告を見ますと、基本的にはビジョン懇談会の中間報告にあった話がそれはそうだよねと言いながら、あとプラスアルファ今後議論しましょうというようなところになっているかなと思います。

そういう意味では、なぜこのような急速な動きになったのかというのを、ちょっと正直言うにご説明いただきたかったなというのが率直な印象というところでありまして、これについては後ほどなぜ急いだのかということについて、事務局からでも、あるいは懇談会の方からも伺えればと思うんです。が、ただ懇談会の方の意見からも聞きますと、そんな急ぐべきでないという声も出ているので、一体議事運営といいますか、我々のミッションはちゃんとどういうふうな工程、どういうふうなタイミングで何をするのかというのをはっきりある程度わかりませんか、準備ができなかったなというのが率直な印象であります。これが一つでありまして、なぜこういう展開になってしまったのかなというのがぜひ腑に落ちるようなお答えをいただければなというのが1つ目の希望であります。

2つ目は、さはさりながら、そうなったにはそれなりの理由があるんだろうというふうに考えてみると。ここからは政治学者としての考え方ということになるんですけども。政治学にもいろいろな見方がありますけれども、1つの見方というのは、政治的な人、アクターというのは基本的に合理的に行動するという、合理的行動仮説というのがあるわけです。一般に国の政治的なアクターというのは、普通は分権改革とか、あるいは地域主権的な行動というのは嫌がるはずだろうというのが普通の想定になっているわけですね。どうせ政権を運営するんだったら、なるべく自分で一生懸命国民のために仕事をしたいと思うのが合理的であろうと。

そうすると、地域主権型道州制とか分権改革を国のアクター、国の政治家が進める、あるいは国の官僚が進めるというのは、どう考えても合理的に見えないんですよね。これは政治学の非常に大きな謎になっていました。つまり国のアクターがなぜ、みずからを弱める改革をするのか。官僚は非常に合理的なんですよね。官僚はいつも分権改革に抵抗していると言われていて、官僚は確かに合理的だというのはよくわかると。なぜ政治家が余り合

理的に思えない、分権改革とか、地域主権改革を、地域主権型道州制を言うのかということがこれは、実は政治学の、日本だけではないんですけれども、いろいろな国で大きなテーマになってきています。

普通、国が道州制をやるといったら、中央集権的道州制をやりに決まっているだろう。あるいは国家主権的道州制をやるのがこれが国として普通合理的であって、自治体はみんな反対すると。第4次地方制度調査会で行われた地方制案という道州制のオリジナルのイメージというのは、むしろ中央集権的な道州制で、国はやりたかったけれども、自治体はみんな反対して潰れた。これは非常に説明しやすいんですね。

問題はなぜ国が進めるのかというと、これは政治学で一つ答えがあります。コミットメントコストという言い方をするんですが、国が権限や資金などの力を持ち続け過ぎていると、将来自分たちが政権からすべり落ちたときに、相手方においしいものを与えちゃうから、それは自分が政権にいるときになるべく減らしておこうとする。これで非常に合理的に説明できると。例えば、埋蔵金がいっぱいあったら、なるべくカラにしておいたほうがいい。あるいは中央政府が権限を持っていたら減らしたほうがいい。政権を失いそうな場合には、とにかく急いで政権にいるうちに改革してしまおうというのが――これは別に今の政治情勢を言っているんじゃないくて――、政治学的な推論としてあって、それならば一応説明がつくるんですね。

だから、急に急転直下したというのは、そういう政治情勢の認識があって、今なら分権的な、あるいは地域主権的なものを基本法を通せるんじゃないかというような判断が突然あらわれたのかどうか、そこら辺ちょっと教えていただければと。これは政治学的な関心として。こうしたメカニズムは、いろいろな改革で言われているんですね。

振り返ってみると、例えば宮沢政権がよれよれになっていたときに、国会で分権決議というのができたわけですね。これは明らかに政治学的に非常に説明しやすいんですね。つまり自民党がずっと政権にいつけるのであれば、分権決議する必要はないんですけれども、これはやばいと思えば分権しておこうと、これは確かに合理的なんですね。

だから、現在そういう情勢なのかどうなのか。あるいは懇談会のほうでそういう情勢判断があって、いま急ぐ、来年の通常国会に出したいというような判断があるのかどうなのか。これは政治学的推論なので、本当かどうか全然わかりませんが、そうであるならば確かに説明はつくなど。それならば、急いでやるのもわかるなというのが2点目のご質問ということになります。

3点目は、具体的に区割りの基本方針について、考慮事項についてどういうふうにかえるのかということなわけでありまして。これについては⑤で一つ前回付け加えられたというのがあろうかと思うんですけれども、私は前回の会議には出席いたしませんでしたので、これについて特段何か親委員会が定めたようなものにつけ加えるのは、ちょっと分が過ぎるのではないかと思って提案をしなかったんです。が、あえて思うのであれば、区域の変更というのは非常に政治バランスに影響を与えるということに対する配慮というのが非常

に必要なのかなど。①は経済・財政的な要因、②は住民の意識、3番は歴史・文化、4番は交流、社会的な条件、それから5番目は今までの国土政策とか、あるいはさまざまな政策の動きなんですけど、区域の変更というのはエリアの中で意思決定するということですから、エリアの中で与えられた財源とかをどこの地域に配分するかとか、だれに配分するかにすごく影響するんですね。だから、まず区域を決める上では政治バランスをどう考えるのかということ、これは一国の中でどういうふうな区分けをすることによって、どういう政治バランスが生じるのかという問題と、もう一つは道州で区切った中でどういうような政治バランスになるのかということに対する非常に重要な考慮が必要なのではないかというふうに思います。

市町村合併のときの政治バランスは、はっきりと周辺部と中心部という言葉で明確に出ているわけでありまして、明らかに周辺部に対する政治バランスが悪くなるのは間違いのないわけですね。これは常識的に考えれば当たり前のことでありまして、だからそれはそれでいいんですけども、そういう選択をするかどうかというようなどというバランスを与えるのかということについて、考えるということをつけ加えたらどうなのかなと思っていました。議論の場があれば言おうと思っていたんですが、先ほど申しましたように第2回はちょっと用事があって出席できませんでしたので、今言われればそのような政治バランスを考慮すべきである。1つは、一国の中で道州を分けるということによって、この国の形といいますか、この国の政治バランスにどういう影響を与えるのかということ。もう1つは、都道府県という区域をなくした場合に、新たな道州にするということはそこでの政治バランス、政治学で言うと価値の権威的配分という言い方をしますが、早い話どこが得になって、どこが損になるかという話に非常に影響を与えるということに関する慎重な考慮が必要なのかなど。この4つの考慮事項に仮におまえのアイデアを出せと言われれば言おうかと思っていたんですが、欠席したので言わなかったというだけであります。

ということで、3ページにありますけれども、2点目で申しましたが、懇談会としてはいろいろ政治判断があって、臨機応変にと先ほど座長の言葉でもあったので、何かそうかなと思ったんですが、臨機応変に対応するのは非常に重要なことだと思うので、チャンスをつかまなければできないと、ひよっとすると今がチャンスだという判断が多分あったんじゃないかと。それは端的に自民党政権がふらふらになっているから、地域主権型道州制にとってはチャンスだという認識かもしれませんが、それは先ほど2点目でお伺いしたかった点なんです。いずれにしろチャンスをつかまえるのが懇談会であるとするれば、専門委員会はチャンスだからほいほいとアイデアが出てくるものではないので、じっくり工程表といいますか、日程を立てて、粛々と議論をしていかざるを得ないかなど。そういう意味では政治情勢とか、そういう判断とは別に粛々とアイデアだけ、考え方だけを議論していくというようなこの委員長のまとめは、ここは私もそのとおりかなというふうに思っているところでもあります。

とりあえず私からの補足意見は以上でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

どうしてこんなに急いで議論を進めていく必要があるのかということと、政治家がみずから身を切るような、こういった道州制であるとか地方分権とか、考えてみれば非合理的じゃないかと、それはどうしてなのかと、こういうふうなご質問については後で堺屋委員、金子委員、それから政務官になぜかというのはお答えいただくとして、それでは田村委員、よろしくをお願いします。

○田村委員 私のほうは、1回目と2回目出席したわけではありますが、金井委員も申しとおりましたけれども、そもそも1回目、11月5日に親会と一緒にだったということで、意見をお互い言っただけでございますし、2回目は先週実は行われていますので、言葉が適切かどうかわかりませんが、唐突といいますか、驚いていると、こんなに急に議論を進めなきゃいけないのだろうかというのが率直に私のみならず、委員長も思われたんだと思います。各委員も多かれ少なかれそういうふうになっていると思います。

ですから、前回、4名の委員が出て議論をしておりますけれども、意見の開陳と言うべきなのかもしれませんが、その中ではじっくりと議論を、しっかりつくって議論、このあたりは議論の中ではある意味でのキーワードになったと思います。そのような形で中長期的に考えていくものではないのかと、国のあり方を変える、まさに政治的な視点が先ほど金井委員からありましたが、そういう側面も強くあるわけですから、しっかりと意見を議論しなきゃいけませんし、また国民生活にもさまざまな面で中長期的には影響してきますから、国民との意見のキャッチボールをしっかりと一回だけではなく、繰り返しやっていく必要があるのではないかと、そういうことがこの中でもいろいろ出ております。

そして、また補足させていただきますと、⑤の考慮事項、⑤でございますが、これは委員長さんのほうから提案といいますか、あったものでございます。この官民の広域ブロックというのは、具体的にはいろいろ議論があるにしろ、実際に国の地方支分部局があり、またさまざまな経済団体が、さらにはブロックごとの知事会があると、そういうことを無視はできないんじゃないのかというのが委員長から一つの考え方、考慮事項に実態としてなり得るのではないかとこの話がございました。

また、この中で先ほどの税財政の議論のときにもありましたが、道州の役割分担については一定の前提がないと、なかなかどういう区域なんだろうかという議論もしづらいのではないかと。さらに言いますと、どういう税財政制度が想定されるのかということも踏まえて議論をしませんと、なかなか議論があっちへ行き、こっちへ行き、もちろんあっち行き、こっち行きというのは必ず必要なんですけれども、相当混乱してしまうのかなと。そういうところもある程度一定の前提を親委員会といいますか、懇談会のほうで具体的に示していただきたいというのがございました。

また、この内容等にもいろいろあるわけでございますけれども、区割りの話のプロセスのところではありますが、国民が納得できるかどうかということでありまして、そこについては先ほど来夢とかという話がありましたが、ただこの辺なかなか難しいのかなと。先ほ

ど中心と周辺という話がありましたが、道州制というのを暗いシナリオを書くのは意外に簡単でありまして、要は今の市町村合併を見れば周辺がすたれたじゃないかと、結局役場がなくなって食堂もつぶれたじゃないかと、あるいはそれを控えてみると、道州制になったら地方銀行とか地方のテレビ局とかもぼたぼた再編されるんじゃないかというふうに、そういうやり方も、私はそう思っているわけじゃないですが、ただそういうところも影響があるわけですから、そういうことも考えると、しっかりとした工程表の中で、しっかりとしたビジョンといいますか、方向性の中で、拙速ではない議論をしていくべきではないかというふうに思っております。

そして、またそもそも税財政のほうはそれぞれ税財政についてのそれぞれのご専門の方が議論しているわけでありますが、正直区割りってだれも専門家というのはいない、区割り学というのがあれば、あるかもしれませんけれども、地理学とか、その意味ではそれぞれの分野の者が集まってようやくやり出したということでございますので、ここに最後に書いてありますが、再来年3月までの工程表をしっかりつくって議論ということが必要になるわけでありまして、しかもこの区割りの議論というのは、東京でだけで決めるべきものではないというのは、皆さん方もそういうふうに思っていらっしゃると思いますし、またそういうこともあって、委員長さんが九州、また関西、私も一応新潟ということでございますので、そういうメンバーでございますので、かなり工程表も毎日議論するような、そういうことがとてもできるようなメンバー構成でもございませぬし、そういう中でしっかりとしたまづ工程表をつくって議論を進めるべきじゃないかというふうに思っております。

とりあえず以上です。

○江口座長 ありがとうございます。

長谷川委員、よろしく申し上げます。

○長谷川委員 今、お二人の先生から懇切丁寧に解説があったので、私のほうからつけ足すことは特にございません。

○江口座長 それでは、金井委員から冒頭2点ぐらいにいろいろご質問がありましたので、堺屋委員、なぜ今議論を進めるのか、ちょっとご説明いただけますか。

○堺屋委員 基本法というものの性格がいろいろ解釈が分かれているんじゃないかと思うんですね。基本法には、すべてを決めてしまうんじゃないしに、多くは基本法というのは、スケジュール法なんですね。だから、まず8年か15年かは別として、これから議論をして、基本的な概念と進め方を決めるということが基本法なんです。

基本法が時期尚早だとおっしゃる方の中には、基本法の中はかなり具体的な内容を盛り込まなきゃいかんという概念があるようですが、すべての基本法はそうでございますけれども、何年までにこういうことをやるという工程表をつくるのが主なんですね。だから、はっきりと明確な地域主権型道州制という概念と工程表をつくって、区割りはどういういつごろまでに定めるとか、財政はいつごろまでに定めるとか、そういう形になるんですね。

だから、非常に繰り上げて忙しいとおっしゃる方はもったいなのでございますけれども、そういうことを概念にして考えていただきたい。

道州制の議論というのは、今急にとおっしゃる方が多いんですが、30年論じてきた話でございます、これ以上いろいろ論じても工程がはっきりしないと、目標がないと進まないんじゃないかという気が一つしました。

それから、この区割りの問題について特に私に関心がありますのは、どこをどうすることかよりも、まず東京の問題、財政のほうを見ていただきましても、東京都が突出しているところがございます、東京都を国直轄とか、あるいは特別の地域にして、そこから上がる税金がどうするとか、国がどうするとかという東京都の扱いが一つ区割りのときに大問題なんじゃないか。これは南関東州、あるいは東西関東州、いろいろ考え方がありますが、そういう道州の一部に入れてしまうのか、それともワシントンDCみたいにするのか、あるいは全く東京だけの道州をつくるのか、これは一つありますと、次の税制のところでは平均税収とか何とかが全部変わってまいります。

そこで、国が仮にワシントンDCみたいな形になるとしますと、ここから上がる税収入というのが出てまいります。また、そこだけ、東京だけの道州をつくることになれば、それに対応した仕組みも考えなきゃいけない。この区割りの議論の中で、線引きと同時に東京、首都の扱いをぜひビジョンとして示していただきたいと思っております。

○江口座長 金子委員。

○金子委員 なぜ急ぐかと言われまして、実は愕然としたんですよ。堺屋委員は30年とおっしゃいましたけれども、実は内務官僚の時代から考えると80年以上、この道州制の議論は進められている。特に民間人が激しく議論を始めたのは昭和40年代ですから、それから考えると、議論はやり尽くして、内容については汗牛充棟なんですよ。ただ、整理するだけでいいんです。だから、整理するのにそんなに時間がかかるはずがない。

それから、もう一つは今までの数十年の経験に照らすと、単に議論をしているだけではいかなるイデアルタイプスを出してもこんなものは通らないと、紙くずだということになるのであって、一步一步進みながら考えていくという工程が必要になる。特に国なり県なりというものが動き出さないと、一般民衆は動かない。そこへもってきて、現在21世紀ですから、官僚が決めて理想案を基本法にして、法律の力で全国に命令していくと、こういうことはあり得ない、これは荒唐無稽としか言えない。やはり案はつくる、溝は掘る、フレームワークは示すということはいたしましても、最終決定するのは地域に住む主権者、国民であるというふうに考えておかないと、この作業は私はできないと思います。

それには、主権者、国民が考える時間を与えなきゃいけない。その考えるためには、まず国なり県なりが動き出さなきゃいけない。今までなぜ道州制って何だと、80年もやっているのに道州制は何だということはないでしょうと言いたいところだが、実際はそうだと。どうしてそうかという、責任者が動いてないからですよ。国なり県なりが動いたとき、初めてこれはマスコミも取り上げてくれるし、それからテレビでもワイドショーでも

何でもやるでしょう。国民の関心を引く、その議論を重ねながら、一方専門家は集まって粛々と工程に従って議論を深めていくと、そして最終的には全国一斉の道州制基本法に提唱させると、こういうことじゃないかと思うんですね。

以上です。

○江口座長 それでは、2つ目の政治家がなぜ政治家を減らすというような内容の道州制とか地方分権とか、それに取り組むんだということで、まさしく松浪政務官、お答えをいただきたい。

○松浪政務官 実は私の祖父は市議員をやっておられて、選挙に弱い、本当に何回も何回も落ちて、夜間大学を2回出て、苦学して税理士になってみたい、まさに井戸堀政治家だったんですけれども、その祖父の教育方針というのがございます。これが我が家では2つだけありまして、体を鍛えろ、人の役に立てということで、うちのおじきは松浪健四郎って、名前のおとこ4番目でして、1、2、3、4とみんな数字がついていまして、全員が柔道とレスリングの本当にプロフェッショナルなんです。

私の兄弟は男3人でありまして、全員が空手家とボクサーでありまして、組むほうがええか、なぐるほうがええか、どっちかわかりませんが、そういった観点から、私は大学時代、この教えを守って本当に勉強しておりませんで、「優一君」と言われまして、何でかといったら、大学6年も行って優が1個しかないんですね。優が一個しかないという徹底して勉強しない学生なんです、その分徹底して武道のほうはやったわけでありませぬ。

ですから、政治といいましても、マックス・ウェーバーの「職業と政治」をあの薄い本を読んだぐらいで、政治学には非常に薄いわけでありませぬけれども、武士道の観点から申し上げますと、武士道とは死ぬことと見つけたりということでありまして、人間何で生きているのかといいますと、我々合理的なものには感動を覚えないと、非合理的なものにこそ感動と生きる意味があるということで、そういう観点から申しますと、侍が自己犠牲的な精神で行動できるというのは、これ以上ないビジネスチャンスなのではないかなど。ですから、明治維新のときの侍のように、刀を捨て、まげを切り、そして身分を捨ててというのは、侍にとっては外から見れば非合理でありますけれども、政治家に侍の精神がまだ宿っていると好意的に感じるのであれば、それは合理的な活動ではないかというふうに私は思うわけでありませぬ。

自民党のほうにふらふらでということがありませぬけれども、実は自民党は参院選に向けて自民党の道州制調査会がございまして、自民党の道州制調査会というのは、調査会ですから、5兆8,000億円の道路調査会と同じ調査会ですから権威はありました。それが第2次報告の中で、既に小委員会の2つ目の分で国と地方の役割というところで方針を出しておりました。その大きな方針は、地方支分部局は基本的に廃止をする。補助金は基本的になくすというような方針でして、これは実は参院選でふらふらになってきましたけれども、その前から既に自民党の中では巻き起こっている議論でありまして、この党の3次報

告はそれに踏襲したものとなっているわけでありまして、その姿勢というのは今ふらふらだから、我々もチャンスで総理に売り込もうかなとは思っておりますけれども、そうしたことはない。

ですから、そう言われればそういう見方もできるのかなと、政治学を知らず、武士道しか知らない我々にとりましては、コミットメントコストというのはなかなか新しい考え方だなと思いました。

以上です。

○江口座長 金井委員のほうは、政治学的にはご理解できなかったかもしれませんが、政治家としての松浪先生の考え方、お気持ちはぜひご理解をいただきたいと思うんですが、金井先生、どうぞ。

○金井委員 今いただいた幾つかのお話の中で、幾つか感想なんです、1つは道州制を昔の道州制とつなげるとするのは、これは中央集権的な道州制との残像を引きやすいので、これはかなり自治体、あるいは国民の側から言うと違和感があり得るかもしれない。そういう意味では、道州制の議論は地域主権型を言うのであれば、新しい議論として展開していただければなというのが第1番目の感想です。

それから、第2番目の感想は、工程表をつくって具体的にいかないと動き出さないというのはそのとおりなんですが、そもそも道州制ビジョン懇談会という機関が置かれたということ自体は政府の公的な、――これは私的諮問機関ですが、税金でやっているということは公的なので、――公的なものは動いていて、それで既に工程表が3年以内につくるという話である程度あった。しかも例えばこの12月とか、あるいは2009年の通常国会に出すという工程表を最初につくっているのであれば、よく理解できるんですけども、この点については十分な説明にはなっていないのではないかなという印象を持ちます。

それから、3点目は自民党は前から道州制を議論していたというのはそのとおりなんですけれども、ただこれもまさに議論するのは幾らでもできるわけでありまして、それは具体化するということをどういう条件として見ておられるのかという意味で言えば、現状はチャンスだというふうに政務官からお話がありましたので、恐らく懇談会はそういうこのチャンスをつかみたいと思ったのかなというふうな理解、それなりに合理的に理解できるかなと。

それから、4点目は政治家の武士道精神をおっしゃった。あるいは士族の解体、そちらのほうだと思うんですが、あれは有司専制の新政府にとってみれば、自分たちは新政府に入れて、ほかの士族だけを失業させる話ですから、これは非常に合理的なんですよね。だから、余り非合理的とは思わない。それからもう一つ武士道は、あれはどちらかというと徳川の平和になった時代に出てきた本であります。戦国が終わってから、平和になってから言い出したので、それはそうですよね。戦国時代に死ぬことと見つけたりなんていったらみんな死ぬわけで、戦国時代は「お命の持ち帰りこそが功名の種」という山内一豊の世界ですから、生きて帰るほうが戦国は重視されたわけで、そういう意味ではこれも非常に

合理的なんですよ。死ぬ心配がなくなったから、死ぬということが言えるようになった。政治家はやはり合理的であるということ。

○河内山委員 座長、時間がなくなっただけですけども……。

○江口座長 ちょっと区割りについても時間がないので、協議会の委員の方が……。

○河内山委員 堺屋先生や金子先生みたいな専門家は道州制のイメージもあれば、ビジョンができ上がっているんだろうと思います。その方々が議論は終わったというのは、身内の中では成り立つ話だけれども、国民的に言うとまだビジョンも整理もできていないわけですから、懇談会の役目は整理をすることだと思うんです。

それから、もう1点はこの年末に4回ほどあと日程が組まれておりますけれども、基本的にはビジョン懇談会の委員も出席できづらいようなところで、こんな大事なことを議論をまとめるのではなくて、ちゃんと整理して議論ができるように、これは事務局にも強く、今日も欠席の方がたくさんおいでになりますので、大変大事なことを議論するのに懇談がちゃんとできるようにお願いをしたいと、この2点をぜひお願いをします。

○江口座長 わかりました。

○鎌田委員 補足で1点だけ。

○江口座長 できるだけ短くお願いします。

○鎌田委員 私も道州制ビジョン懇談会に参加して、道州制に関する議論をいろいろ勉強しながら議論させていただいているんですけども、今いみじくも出ましたように、80年ぐらい、あるいは戦後間もなくからの議論と今のここでのビジョン懇談会での議論は質的、レベル的に違うんだということをお互いに了解した上で議論しなきゃいけないと思っています。今の金子先生のご指摘でも、改めてその辺を強く感じるんですけども、要するに1993年に国会の全会一致の決議があってから分権の議論が始まっていますので、そこからの議論を踏まえた上で議論すべきだと思っています。

それから、もう一つこれは私が言うのも差し出がましいかもしれませんが、誤解だと思いますので、ちょっとご指摘させていただきたいんですけども、自民党は確かに現在道州制推進本部で議論をしておりますけれども、今年の第2次中間報告で今ご指摘がありました支分部局の廃止、それから補助金に関しては、これはペンディングになっています。つまり議論が全然まとまらなくて、先送りしているわけですね。この間、出した中間報告でも、これに関しては結論が出ていません。ですから、自民党でもまだそういう状況であるということをご我々としても了解しなきゃいけないと思っております。

○江口座長 ありがとうございます。

一言、すみません、ちょっと。一言、本当に一言。

○田村委員 堺屋委員がおっしゃる東京をどうするかというのは、専門委員会で全部議論しなきゃいけないのかと、要は懇談会のほうである程度方向性を見つけていただきたいというのが私の専門委員会にちょっと重過ぎると。

○江口座長 わかりました。それはまた長谷川委員ともちょっと調整してみます。

今日、協議会……。

○松浪政務官 自民党の中の議論についてなんですけれども、確かに自民党の中、この間の地方分権推進委員会でも、丹羽会長のもとで私も政府を代表して行ったんですけれども、絵にかいたように皆さん族議員的なことをおっしゃるんですが、それは役所の方がバッチをつけたような形の代弁をする方が来ているのであって、自民党も縦割りは問題だと思います。地方分権推進に関する特命委員会と道州制推進本部というのが分かれておりまして、道州制推進本部に来るメンバーは大体道州制に関心のあるメンバーでありまして、そちらの勢力については補助金とか、それから地方支分部局については合意ができています。今後は、これに合意をしている中と、推進本部としてはこれは総理直轄の機関ですから、調査会よりも一段上の組織であります。その中でどちらが勝っていくかというふうな話でありまして、まとまってないというよりも、推進本部の方針はこういうことだというのが決まっている。そして、それをマニフェストに反映させるために2次報告、そして3次報告という手順を踏んできたという経緯でございます。

以上です。

○江口座長 ありがとうございます。

それでは、すみません、せっかく遠いところから協議会の委員の方々もおいでいただいたので、区割りの基本方針ということで、こういうことについて一言ちょっと時間ありませんので、お一人ずつ一言こういうことを区割りの基本方針に加えてくれとか考えてくれとかというようなことで、ちょっと太田委員のほうから6名の方々、一言ずつ、すみません、時間がなくて。

○太田委員 沖縄は単独州という考え方で進めています。基本的にはビジョン懇談会が出した、ここに書いてあります4つの考慮事項、これを基本ベースにお願いをしたいと考えています。皆さんに新聞のコピーをお配りしてあります。これは先週の金曜日に沖縄県でシンポジウムをやりました。参加者は556名です。3ページに、アンケート調査の一部を添付してあります。道州制が導入された場合、沖縄の将来について望ましいのはどれですかということでアンケートをしましたら、沖縄だけで単独州とするというのが88%、九州と一緒に4%、東京と一緒に3%と、こういうアンケート結果になっています。いずれにしてもビジョン懇談会が出している、この基本的な考慮事項をベースにご検討をお願いしたいと思います。

○江口座長 ありがとうございます。

芦塚委員。

○芦塚委員 本日は古川知事もご出席になっておられますが、九州は現在、「九州は一つ」として7県連合となって、いろいろな取り組みを行っております。7県の政策連合と併せて経済界も一体となった取り組みを行っております。そういったことから、今日の資料2の⑤にございます「戦後半世紀の官民による広域ブロックの政策主体のエリアについても重要な考慮事項である」と考える。」ということを考える必要があると思います。ま

た、九州としての方針がある程度固まっているからいうわけではございませんが、一つの区割り案をある程度早目に出していただくとよろしいのではないかと思います。中間報告にもございますように、その後、これを基に国民に議論をいただいて、それを踏まえて修正をやっていくと良いのではないかと思います。以上より、ある程度の区割り基本方針案を出されてもよろしいのではないかと感じています。

○江口座長 ありがとうございます。

それでは、山下委員。

○山下委員 私のほうも中間報告の4つの事項、これをぜひ重視していただきたいと思えます。一言だけということで。

○江口座長 福田委員。

○福田委員 中間報告に「基礎自治体ならびに道州がその役割を十分に発揮するには、適正な規模であることが望ましい」ということがうたってありますけれども、何らかの適正規模というのを出していただくと、それを契機に関心が出てくるのではないかとということ。

それから、東京の扱いについてさっき触れられましたけれども、この問題をどこで審議するかは別にしましても、首都圏の人たちにとってみれば、今の道州制の議論というのは、ほとんど「これは地方の議論だ」ということで、自分たちの問題じゃないという感じですか。そこで、「東京については、または、首都圏については、こうするんだ」ということを打ち出せば、やがて関心が出てきて、国民的議論に発展するのではないかと考えております。

○江口座長 ありがとうございます。

それでは、篠崎委員。

○篠崎委員 今の福田委員のご指摘と同じことですが、そういう意味では関東の協議会がない、早急に立ち上げる必要があるのではないかとお願いしたいと思っております。この場に関東がないんですね。

それと、もう1点はプロセスと区割りの絡みをどう考えるかということを少し考慮していただきたい。例えば関西は今広域連合という形でやっております。その広域連合が前回金子先生のペーパーにもございましたけれども、特定広域団体の指定を受けられるというふうに関西が道州制特区推進法を変えると、できるところから進んでいくことができるわけですね。

その際に、例えば関西のテーブルについております中には、福井も今入っておられます。実際に参加されるかどうか、これからあと意思決定なさると思いますが、あと三重や徳島もございます。ですけれども、いつ幾日までに最終的には全国道州に移行するとなったときには、過渡期は広域連合で先行する関西に参加しながら最終的には異なる道州に入るといふような発想もあると思っておりますので、そういったプロセス論との絡みもきちっと議論していただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○江口座長 具体的に地図を切るわけじゃございませんので、基本的な考え方だけですので、関西州だとかどうのこうのというのは考え方だけですので、その辺は篠崎さん、よろ

しくお願いします。

○篠崎委員 そうです。考え方です。ですから、プロセスの中で、区割りを柔軟に考えながら、事後の修正をどうやるかという考え方です。

○江口座長 それでは、最後に村上委員。

○村上委員 基本的には篠崎委員と同じでございますが、要するにこの辺急ぐということでございますけれども、堺屋委員の言われたようにスケジュールを決めるということでございますので、どれだけ地方の意見をきちっと反映いただけるようなスケジュールをつくっていただくかということが我々としてしは一番気になっておるところでございます、この辺だけ一言皆さんと同じだと思いますけれども、よろしくお願いします。

○江口座長 犬島委員。

○犬島委員 3つほどだけ申し上げます。

1つ目は分権の議論が盛んですが、集権のほうもあわせて良いバランスになるような議論をいただければというのが一つあります。

2つ目は、治山治水、インフラにまだ相当のギャップがあると思います。インフラですとか治山治水ですとか、こういう不公平を残したままスタートをされるということは、地方の切り捨てにならないようにぜひご配慮をお願いしたい。

それから、3番目は今でも地域には、ある一定のまとまりがございます。こういうものをすごく尊重をしてほしい。そして、ある程度早い時期に区割りのたたき台をお見せいただいたほうがいいのではないかと、こんなように思います。

○江口座長 最後に佐々木委員、よろしくお願いします。

○佐々木委員 私のほうも3つぐらい申し上げます。

1つ目は、今犬島委員がお話の地域の格差を是正してから移行すべきじゃないかという点ですが、先ほど税財政の基本小委員会のほうからもその辺が議論の一つの項目になっているというお話がありました。ここはぜひ大事な議論だと思いますので、議論を重ねた上でどういう方向にするかということを決めて移行していただきたいと、これは犬島委員と同じでございます。

2つ目、区割りの件については、東北の場合には東北経済連合会は新潟を入れた7県を一つの東北と考えていますので、これを主張してまいります、いろいろと異論があることもこれは否めません。したがって、ここは本当にじっくりと議論をすべきだと思いますし、ここにあります4つの考慮事項、あるいは5つ目の新しい考慮事項、あるいは先ほど追加すべきだとおっしゃったような考慮事項も頭に入れて、かつ住民の皆さんとのキャッチボールとさっきから出ていますけれども、そういうことをきちんと踏まえた上で決めるべきだと思います。そういう意味では芦塚委員が「区割り案をある程度早目に出してもらおうと、国民の議論が進む」とせっかくおっしゃいましたし、犬島委員も同様のことをおっしゃいましたけれども、沖縄とか九州とか四国とか北陸とか、ある程度だれが見てもまとまりがあるところとそうでないところとの落差がかなりありますので、拙速ではいかん

ではないかと私は思っています。むしろこの基本方針検討専門委員会では基本方針を決めていただければ結構じゃないかと、こう私は思います。

3つ目は感想です。私は9月からずっとビジョン懇、そして協議会の連合会に出ていますが、先ほど来出ているスケジュールの進め方に金井委員が言われたような疑問を感じます。

それから、堺屋委員と金子委員が言われた長いこと議論をしているというのにも同じように疑問を感じます。そこら辺はもう少しきちんとした議事運営を進めていただければありがたいと、これは感想です。

○江口座長 ありがとうございます。

いろいろご意見が尽きないと思いますけれども、予定の時間を過ぎてしまいました。皆さん方、この後のお約束もご予定もおありだと思いますので、本日の議論はここまでとさせていただきますと思います。

短時間でご議論いただきまして、また短い時間でそれぞれ委員会を持っていただいたと、両委員会の皆さんには座長として改めて感謝申し上げたいと思います。

資料7にございますように、当ビジョン懇談会といたしましては12月22日から集中的に道州制基本法について議論してまいりたい。前回決まっておりますので、議論してまいりたいと考えております。

次回の道州制ビジョン懇談会につきましては、12月22日に開催したいと思っております。詳細につきましては、追って事務局よりご連絡をさせていただきます。

本日はお忙しいところご参加いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、本日の道州制ビジョン懇談会、第23回を終了させていただきますと思います。

本日は長時間どうもありがとうございました。

午後 1時07分閉会